

医療法人社団曙会 流山中央病院

2019年度 喀痰吸引等研修（第1号研修・第2号研修）

募集要項

1 目的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士および介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という）附則第4条に基づく研修（第1号研修・第2号研修）を実施し、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員などを養成します。

2 実施主体

医療法人社団曙会 流山中央病院とします。

3 対象者

次の（1）～（4）の受講要件をすべて満たす方が対象となります。

- （1）県内の高齢者・障がい者の施設・事業所に勤務している介護職員であること。
- （2）研修の全課程を、確実に受講できること。
- （3）所属施設・事業所に、たん吸引等が必要な利用者がいること。（居宅系サービスの場合は、連携する訪問看護事業所にたん吸引等が必要な利用者がいること。）
- （4）次の基準を満たす実地研修機関（原則として流山中央病院または受講者が所属する施設・事業所または利用者宅）において実施研修を行うことができること。

*実施研修機関選定基準

- ①国または県の指導者講習を修了し、実施研修を指導することのできる医師または看護職員（看護師、保健師および助産師）との連携および役割分担による的確な医学管理および安全管理体制が確保できること。
- ②当該管理体制の下、次の条件が担保されること。
 - ・書面による医師の指示を受け、実施研修を実施することができること
 - ・利用者または利用者本人からの同意をえるのが困難な場合にはその家族など（以下「実施研修協力者」という）に対しての研修の趣旨を説明した上で、実施研修への協力について書面による同意承認を受けることができること。
 - ・事故発生時の対応（関係者への報告、実施研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置および事故対応などに係る記録および保存などを含む）について、体制を整備することが出来ること。
- ③出席状況など、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。

4 研修内容

基本研修（講義）研修カリキュラム

大項目	中項目	時間
①人間と社会		1.5
	(1)個人の尊厳と自立	0.5
	(2)医療の倫理	0.5
	(3)利用者や家族の気持ち、説明と同意	0.5
②保健医療制度とチーム医療		2
	(1)保健医療に関する法律	1
	(2)医行為に係る法律	0.5
	(3)チーム医療と介護職との連携	0.5
③安全な療養生活		4
	(1)たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2
	(2)救急蘇生法	2
④清潔保持と感染予防		2.5
	(1)感染予防	0.5
	(2)職員の感染予防	0.5
	(3)療養環境の清潔、消毒法	0.5
	(4)滅菌と消毒	1
⑤健康状態の把握		3
	(1)身体・精神の健康	1
	(2)健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5
	(3)急変状態について	0.5
⑥高齢者および障害時・者の「たんの吸引」概論		11
	(1)呼吸のしくみとはたらき	1.5
	(2)いつもと違う呼吸状態	1
	(3)たんの吸引とは	2.5
	(4)人工呼吸器と吸引	1
	(5)小児の吸引について	1
	(6)吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	(7)呼吸器系の感染と予防（吸引に関連して）	1
	(8)たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1
	(9)急変。事故発生時の対応と事前対策	1.5
⑧高齢者および障害時・者の「たんの吸引」実施手順解説		8
	(1)たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1
	(2)吸引の技術と留意点	6
	(3)たんの吸引に伴うケア	0.5
	(4)報告および記録	0.5
⑨高齢者および障害時・者の「経管栄養」概論		10
	(1)消化器系のしくみとはたらき	1.5
	(2)消化・吸収とよくある消化器の症状	1
	(3)経管栄養法とは	1.5
	(4)注入する内容に関する知識	1
	(5)経管栄養実施上の留意点	1
	(6)小児の経管栄養について	1
	(7)経管栄養に係る感染と予防	1
	(8)経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	(9)経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1
	(10)急変・事故発生時の対応と事前対策	0.5
⑩高齢者および障害時・者の「経管栄養」実施手順解説		8
	(1)経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1
	(2)経管栄養の技術と留意点	5.5
	(3)経管栄養に必要なケア	1
	(4)報告および記録	0.5
	合計時間	50

基本研修（演習）研修カリキュラム

行為		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引	5回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
経管栄養	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	5回以上
	経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法		1回以上

実地研修カリキュラム

第一号研修

行為		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
経管栄養	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

第二号研修

行為		実施回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
経管栄養	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

基本研修（講義）の全てを受講した方に対して筆記試験を実施し、知識の定着の確認を行います。基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施により技能の習得の確認を行います。

5 遅刻・早退・欠席の取り扱い

遅刻・早退・欠席があった場合には、その科目について講習またはレポート提出などの補講を行います。補講を受けられない場合、その科目の修了は認めないものとし、再度を受講するものとしします。

6 補講の実施

基本研修（講義・演習）の補講などについては以下のとおり実施します。

(1) 基本研修（講義）後の筆記試験が不合格の場合

筆記試験を不合格となった者のうち、総正解率9割以上の者に対しては、別途補講日と再試験をそれぞれ設け、補講と再試験を実施します。なお、補講および再試験は1回までとし、補講の修了が認められない場合もしくは再試験が不合格の場合は、基本研修（講義・演習）の履修を無効とします。

(2) 基本研修（演習）の評価が不合格の場合

所定回数以上の演習を行った上で、評価が不合格となった者に対し、別途補講日を設け、補講を実施し、改めて評価を行います。なお、補講は1回までとし、評価が不合格であった場合は、基本研修（講義・演習）の履修を無効とします。

7 研修会場及び日程

基本研修（講義・演習）筆記試験の会場および日程は下記のとおりです。

実施研修は実施研修機関において実施していただきます。期間は、原則として基本研修修了証明書発行日から6か月以内とします。

会場

講義・筆記試験	流山中央病院 管理棟 会議室
演習	流山中央病院 管理棟 会議室
実地研修	流山中央病院および関連施設

日程

2019年		第4回	時間	
講義	1日目	入校式・オリエンテーション ① 人間と社会 ② 保険医療制度とチーム医療 ③ 安全な療養生活 * たんの吸引や経管栄養の安全実施 ④ 清潔保持と感染予防	10/25 (金)	8:30~17:30
	2日目	⑤ 健康状態の把握 ⑥ 安全な療養生活 * 演習：救急蘇生法 ⑦ 高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」概論	11/1 (金)	
	3日目	⑦ 高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」概論	11/8 (金)	
	4日目	⑦ 高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」実施手順説明	11/15 (金)	
	5日目	演習「たんの吸引」 ⑧ 高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論	11/22 (金)	
	6日目	⑧ 高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論 * 高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説	11/29 (金)	
	7日目	* 高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説 演習「経管栄養」	12/6 (金)	
	8日目	筆記試験 演習—演習試験 実習オリエンテーション	12/13 (金)	
	9日目	(補講→追試)	12/20 (土)	
実地研修	⑨ 実地研修 ・指導者の下、所定の実施回数が修了するまでの期間となります。 ・1週間に1回の実施研修を予定しています。 (月 火 水 木 金) 固定制 3名ずつのグループに指導者がつき行動します		10:00~18:30	

8 受講定員

15名

9 研修の一部免除

次の研修を修了した方は、喀痰吸引等研修(第一号研修および第二号研修)の一部を履修したものと取り扱うことができます。対象となる研修及び履修免除の範囲は次のとおりです

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から3号までもしくは第5条の規定に基づく養成施設もしくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校もしくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した方
（履修免除の範囲）基本研修
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までもしくは第5条の規定に基づく養成施設もしくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校もしくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した方
（履修免除の範囲）基本研修および実地研修
- (3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識および技術に関する研修を修了した方
（履修免除の範囲）基本研修の演習のうち「虚空の喀痰吸引」および実地研修うち「口腔内の喀痰吸引」
- (4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象者）の研修(平成22年度老人保健増進など事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業）」を修了した方
（履修免除の範囲）基本研修（講義）、基本研修(演習)及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
- (5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した方
（履修免除の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した方）基本研修（演習）および実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

* (1)(2)に関する注意事項

医療的ケアの科目を通信課程で履修した方については、⑦高齢者および障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説⑨高齢者および障害時・者の「経管栄養」実施手順解説の補講を受講していただきます。

10 受講料

受講料は130,000円とします。尚、研修の一部を受けられる方は、減額されます。

【喀痰吸引等研修 受講料内訳 受講料一覧表】

	通常の 受講料	減額対象（修了済の研修がある方）					
		喀痰吸引等 研修修了者	介護福祉士実務者研修 (医療的ケア-50時間修了者)		特別養護老人 ホーム14時間 研修修了者	喀痰吸引等研 修(第二号研修 修了者)	人工呼吸器 装着者への 実施研修
			通信課程	スクーリング			
基本研修費 (テキスト含)	40,000円		4,000円 2項目受講		40,000円		
演習費	20,000円				17,000円		10,000円
実地研修費 (1行為10,000円)	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	1行為10,000円 ×希望数	10,000円
事務処理費	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	10,000円	10,000円
合計	130,000円	60,000円	64,000円	60,000円	127,000円	10,000+実習費	30,000円

11 募集期間

	開始月	受講申込開始日	受講申込締切日	選考結果通知投函予定
第4回	2019年10月25日（金）～	2018年8月21日	2019年10月5日（土）	随時

12 申込書類

- ・喀痰吸引等研修受講申込書
 - ・4×3 顔写真1枚裏面に名前を記入
(喀痰吸引等研修受講申込書に1枚貼付)
 - ・推薦状
 - ・資格証明書の写し
- *研修の一部免除対象者は修了証明書の写し

13 申込方法

上記の申込書類を施設・事業所ごとにとりまとめ、下記窓口まで郵送もしくはご持参ください。
(受付時間 平日 9:00～16:00 まで)

【窓口】〒270-0114 千葉県流山市東初石 2-132-2 流山中央病院 喀痰吸引等養成施設事務局

14 選考方法

次の選考基準に基づき、受講者を選定します。

【選考基準】

- ・受講定員を上回る申込みがあった際は、喀痰吸引及び経管栄養の利用者の多い施設からの申込者を優先する。

15 選考結果の通知とその後の手続き

申込みをされた方には、受講決定もしくは不決定の通知を随時送付します。なお、電話による決定・不決定についての問い合わせには一切応じません。ご了承ください。

受講決定通知には、併せて「受講の手引き」を送付します。その手引きに従って受講料を指定された期間内に銀行振り込みによりご入金ください。

16 受講料以外の費用

実習着	白のポロシャツ チノパン (ベージュ) 白の運動靴 (清潔なもの) 各自ご準備ください。
駐車場	指定した駐車場をご利用下さい。(事前申請必須)
補講・追試	1,080円/1科目 各自の負担となります。

その他	文具・飲食は各自の負担となります。
-----	-------------------

17 個人情報の取り扱い

申込みをされた方の個人情報は、個人の権利利益を侵害することの内容、この研修の目的以外では使用しません。また、情報の漏えい、第三者への提供がないよう管理いたします。